

## ふるさと新宿区わがまち応援寄附金による団体への支援金交付要綱

令和3年4月1日  
2新総総総第3438号  
総務部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新宿区（以下「区」という。）に対する個人からの寄附金のうち、その用途として第10条に規定する団体（この条、次条第1項及び第5条において単に「団体」という。）を指定して寄附された寄附金（以下「団体指定寄附金」という。）の取扱い及び当該寄附の指定を受けた団体に対して区が行う支援金（以下「団体への支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(団体指定寄附金の申込手続)

第2条 団体を指定して区に寄附をしようとする者（以下「寄附者」という。）は、第1号様式による寄附金申込書を区長に提出し、申込みをするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、区が指定する方法により申込みをすることができる。

(団体指定寄附金の納付方法)

第3条 団体指定寄附金の納付は、次に掲げる納付方法による。

- (1) 区の指定する納付書による納付
- (2) 現金書留による納付
- (3) 区の指定する場所での現金納付
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が認める方法による納付

(公序良俗に反する団体指定寄附金の取扱い)

第4条 区長は、第2条の規定による申込みがあった団体指定寄附金又は前条の規定により納付された団体指定寄附金が公序良俗に反するものと認めるときは、団体指定寄附金の受入れを拒否し、又は收受した団体指定寄附金を返還するものとする。

2 区長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その理由及び経過を記録しておくものとする。

(団体指定寄附金の不返還)

第5条 区長は、次に掲げる理由により寄附者が指定した団体（以下「指定団体」という。）に団体への支援金を交付しない場合、又は返還させた場合であっても、既に納付された団体指定寄附金は寄附者に返還しない。

- (1) 指定団体から第13条の規定による支援金交付申請書及び誓約書の提出がなかったとき。
- (2) 第13条の規定による支援金交付申請書及び誓約書の提出の際に、指定団体が第10条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第20条第1項各号のいずれかに該当することにより指定団体が団体への支援金の交付決定の取り消しを受けたとき。

(4) 指定団体に対し、第21条第1項の規定による団体への支援金の返還を命じたとき。  
(寄附金受領証明書の交付)

第6条 区長は、団体指定寄附金を受領したときは、寄附者に第2号様式による寄附金受領証明書を交付するものとする。

(寄附者への謝意)

第7条 区長は、寄附者に対し礼状を送付するものとする。

(供応接待等の禁止)

第8条 指定団体は、寄附者に対して供応接待をし、又は金銭若しくは返礼品その他の物品を供与してはならない。

(台帳の作成)

第9条 区長は団体指定寄附金の適正な管理を図るため、第3号様式による寄附金台帳を作成するものとする。

(団体への支援金の交付対象)

第10条 団体への支援金の交付対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、東京都都税条例第24条の5に規定する団体のうち、主たる事務所又は事業所が新宿区内に所在するものであって次に掲げる要件のいずれをも満たす団体とする。

(1) 営利を目的としていないこと。

(2) 法令や公序良俗に反する活動をしていないこと。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）に関係していないこと。

(4) 宗教的活動をしていないこと。

(5) 政治的活動をしていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、区長は適当でないと認める団体に対しては、団体への支援金を交付しないことができる。

(団体への支援金の対象経費)

第11条 団体への支援金の交付の対象となる経費は、対象団体の活動に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 公益に資する事業の運営に要する経費

(2) 社会貢献を行う分野の事業の運営に要する経費

2 次に掲げる経費は、団体への支援金の交付の対象経費としない。

(1) 飲食に係る経費（前項各号に規定する事業の運営に係るものは除く。）

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が適切でないと認める経費

(団体への支援金の額等)

第12条 団体への支援金の額は、団体指定寄附金の額に100分の70を乗じて得た額（1,000円に満たない端数は、これを切り捨てる。）を限度として交付する。

2 団体指定寄附金の額から前項の規定により交付した団体への支援金の額を減じて得た額の用途については、区長が決定するものとする。

3 対象団体から次条の規定による支援金交付申請書の提出がなかった場合における団

体指定寄附金の使途については、区長が決定するものとする。

(団体への支援金の交付申請)

第13条 団体への支援金の交付を受けようとする対象団体は、区長が指定する期日までに、第4号様式による支援金交付申請書及び第5号様式による誓約書を区長に提出するものとする。

(団体への支援金の交付決定)

第14条 区長は、前条の規定による申請があったときは、団体への支援金の交付及び交付額を決定し、当該申請をした対象団体に対し、第6号様式による支援金交付決定通知書により通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により団体への支援金の交付を決定するときには、条件を付すことができる。

(団体への支援金の請求及び交付)

第15条 前条第1項の規定により団体への支援金の交付の決定を受けた対象団体(以下「交付団体」という。)は、第7号様式による支援金交付請求書により区長に支援金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、年1回団体への支援金を交付するものとする。

(実績報告)

第16条 交付団体は、団体への支援金の交付を受けた日が属する会計年度が終了したときは、区が指定する期日までに、第8号様式又は第8号様式の2による支援金実績報告書に次に掲げる

書類を添えて区長に提出するものとする。

(1) 当該会計年度の決算報告書

(2) 当該会計年度における写真等を含めることにより活動の様子が分かる資料

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(団体への支援金の繰越し)

第17条 交付団体は、第15条第2項の規定により交付された団体への支援金に剰余金が生じたときは、団体への支援金の交付を受けた日が属する会計年度が終了する日までに第9号様式又は第9号様式の2による支援金繰越申出書を提出することで、翌会計年度に限り繰り越すことができる。

繰り越した金額については、翌会計年度が終了したときに、前条の規定に準じて実績報告を行うものとする。

(公表の方法)

第18条 区長は、団体への支援金の交付状況及び第16条の規定による実績報告について、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他適切な方法により公表するものとする。

(調査等)

第19条 区長は、交付団体が第10条第1項に規定する要件を満たしていること又は交付された支援金の使途の確認に関する調査のため、当該団体に資料の提出を求め、又

は関係機関への照会をすることができる。

(団体への支援金の交付決定の取消し)

第20条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、団体への支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 第10条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 団体への支援金を第11条第1項に規定する経費以外に使用したとき。
- (3) 偽りの申請その他不正の手段により団体への支援金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 団体への支援金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (5) 第16条に規定する支援金実績報告書の提出を、指定期日までに行わなかったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が団体への支援金を交付することが適当でないとき。

2 区長は、前項の規定により団体への支援金の交付決定を取り消したときは、第10号様式による支援金交付決定取消通知書により交付団体に通知するものとする。

(団体への支援金の返還)

第21条 区長は、前条第1項の規定により団体への支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る団体への支援金が既に支払われているときは、交付団体に対し、期限を定めて、当該取消しに係る団体への支援金の返還を命じることができる。第17条の規定により翌会計年度に繰り越した金額がある場合において、翌会計年度終了時に繰り越した金額に剰余金が生じるときも、同様とする。

2 区長は、前項の規定により団体への支援金の返還を命じるときは、第11号様式による支援金返還通知書により交付団体に通知するものとする。

(延滞金)

第22条 交付団体は、団体への支援金の返還を命じられたときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を区に納付しなければならない。

(適用除外)

第23条 団体指定寄附金の受入れに際しては、寄附の受領に関する要綱（平成17年7月1日17新総総総第750号）第3条による審査会の設置及び第4条による審査会への付議は要しないものとする。

(令3新総総総957号・一部改正)

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月29日から施行する。